

別表（第11条関係）

施設名	区分	施設使用区分		利用単位・使用者区分等		使用料金		
水俣市 立総合 体育館	大アリーナ	全面使用	使用者が入場料金等を徴収しない場合（1時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	1,230円		
					一般	2,450円		
					全使用者	4,900円		
				使用者が入場料金等を徴収する場合（1時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	3,680円	
					一般	4,900円		
					全使用者	9,800円		
				部分使用	1台又はコート1面1時間当たり	卓球台	高校生以下	130円
			一般				250円	
			バドミントンコート			高校生以下	190円	
	一般	310円						
	バレーボール・テニスコート	高校生以下	370円					
		一般	620円					
	バスケットボール・ハンドボールコート	高校生以下	490円					
	一般	740円						
	放送設備一式		1回当たり		620円			
小アリーナ	全面使用	使用者が入場料金等を徴収	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	620円			
				一般	1,230円			

			しない場合（1時間当たり）	その他の目的	全使用者	2,450円
			使用者が入場料金等を徴収する場合（1時間当たり）	スポーツ・レクリエーション・文化的催物	高校生以下	1,840円
					一般	2,450円
				その他の目的	全使用者	4,900円
		部分使用	施設使用区分、利用単位、使用料金は大アリーナと同じ			
		放送設備一式	1回当たり			620円
	ジョギングコース		1時間当たり		高校生以下	50円
					一般	100円
			回数券（12回）		高校生以下	500円
					一般	1,000円
会議室		1室1時間当たり				250円
		冷暖房料（1室1時間当たり）				250円
トレーニングルーム	一般利用	2時間当たり	個人	中学生、高校生	150円	
				一般	300円	
			団体（10人以上）	中学生、高校生	10人まで 1,000円 1人増すごとに 100円	
				一般	10人まで 2,500円 1人増すごとに 250円	

	定期利用	個人定期券（2箇月）	中学生、高校生	2,500円	
			65歳以上	3,500円	
			一般	5,000円	
		回数券（12回）	中学生、高校生	1,500円	
	一般		3,000円		
	温水プール	一般利用	2時間当たり	小学生以下（ただし、小学生未満は保護者同伴とする。）	100円
				中学生、高校生	150円
				一般（保護者を含む。）	300円
		定期利用	個人定期券（2箇月）	小学生以下	2,000円
				中学生、高校生	2,500円
65歳以上				3,500円	
一般				5,000円	
回数券（12回）				小学生以下	1,000円
				中学生、高校生	1,500円
		一般	3,000円		
専用使用		全面	1時間当たり	高校生以下 1,050円 一般 2,050円	
			1コース1時間当たり	全使用者 550円	
放送設備一式		1回当たり	650円		
水俣市立総合体育館南部館	アリーナ	全面使用	施設使用区分、利用単位、使用料金は本館小アリーナと同じ		
		部分使用	施設使用区分、利用単位、使用料金は本館大アリーナと同じ		
	多目的ホール	1時間当たり	250円		
		冷暖房料（1時間当たり）	310円		
石坂川体育館	一般利用	1時間当たり	620円		
	登録団体	1回2時間当たり	620円		
深川体育館	一般利用	1時間当たり	620円		

	登録団体	1回2時間当たり	620円	
旧第三中学校体育館	一般利用	1時間当たり	740円	
	登録団体	バレーボールコート1面1回2時間当たり	740円	
	会議室	1時間当たり	250円	
		冷暖房料（1時間当たり）	250円	
旧第三中学校運動場	一般利用	1時間当たり	一般	210円
			高校生以下	110円
	登録団体	1回2時間当たり	210円	
浜公園児童プール	1回当たり	全利用者	100円	
浜公園運動場	グラウンド使用（ソフトボールコート1面1時間当たり）	一般	210円	
		高校生以下	110円	
	照明施設使用	ソフトボールコート1面1時間当たり	300円	
湯出夜間照明施設	照明施設使用 1時間当たり	全利用者	300円	
葛渡夜間照明施設	照明施設使用 1時間当たり	全利用者	300円	
久木野夜間照明施設	照明施設使用 1時間当たり	全利用者	300円	
袋夜間照明施設	照明施設使用 1時間当たり	全利用者	300円	
旧第三中学校夜間照明施設	照明施設使用 1時間当たり	全利用者	300円	
第二中学校夜間照明施設	照明施設使用 1時間当たり	全利用者	300円	
備考	1 使用時間が1時間単位のものについて1時間未満の端数が生じたときは、1時間使用として換算した使用料			

	<p>を加算し、2時間単位のものについて2時間未満の端数が生じたときは、2時間使用として換算した使用料を加算する。</p> <p>2 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含む。</p> <p>3 営利又は宣伝を目的として使用する場合は、規定料金の10割を増した額を徴収する。</p> <p>4 ジョギングコースの回数券については、回数券1枚により同施設のみを1回に限り利用できるものとし、それに係る利用時間は1回1時間までとする。</p> <p>5 トレーニングルームの利用については、中学生以上とする。</p> <p>6 トレーニングルーム及び温水プールの個人定期券並びに回数券については、トレーニングルーム及び温水プールを共通して利用できる。ただし、小学生以下は除き、回数券1枚による利用は1施設までとし、定期利用に係る利用時間は1回2時間までとする。</p> <p>7 小学生以下とは、小学生の児童及び満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。</p> <p>8 温水プールを部分専用使用する場合は、一般利用料金を別途徴収する。ただし、個人定期券利用者を除く。</p> <p>9 登録団体とは、委員会が規則に定める団体をいう。</p> <p>10 城山公園庭球場及び簡易夜間照明施設の利用については、無料とする。</p>	
--	---	--